

平成 21 年度

共同募金関係資料

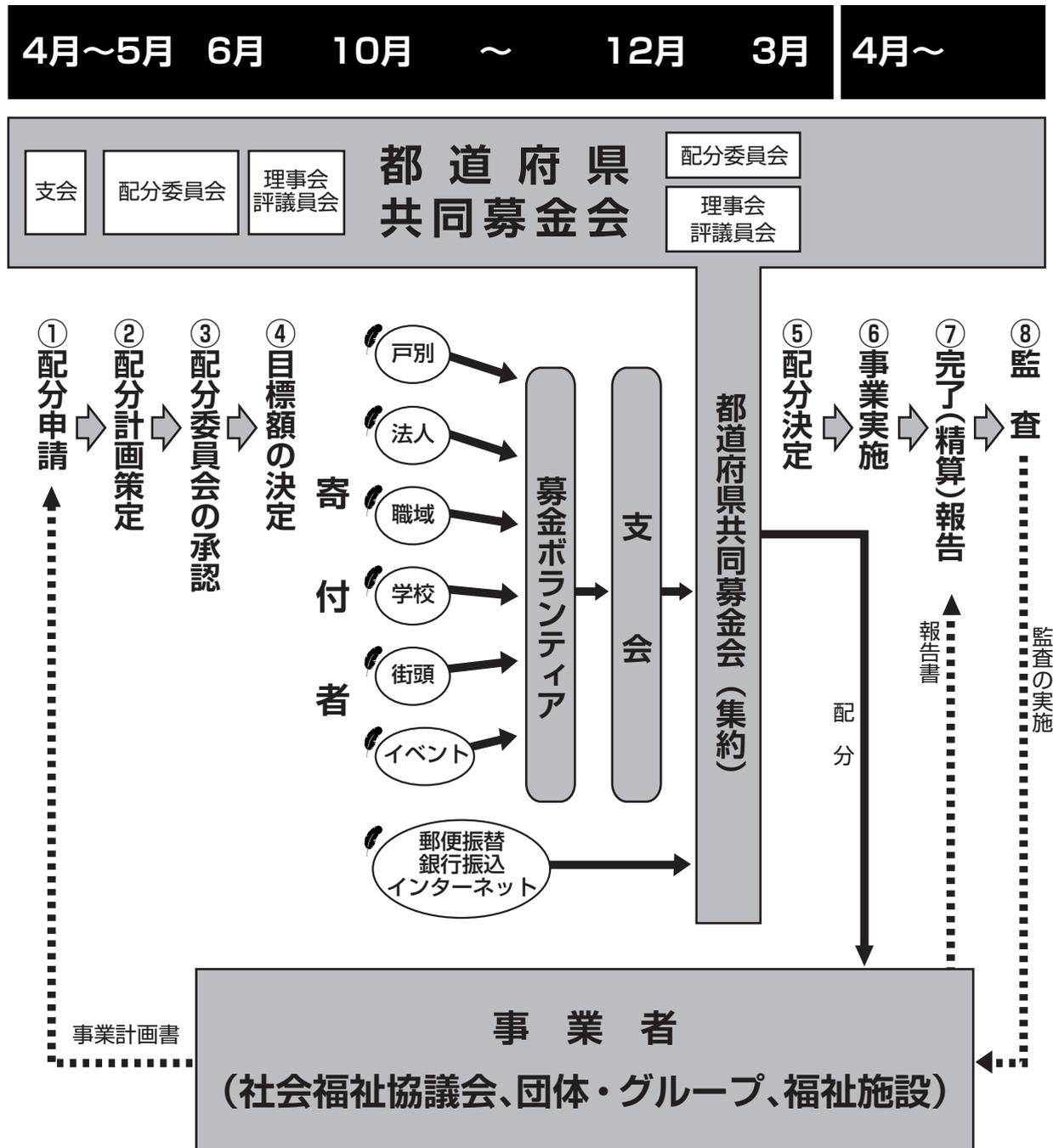
社会福祉
法人 秋田県共同募金会

目 次

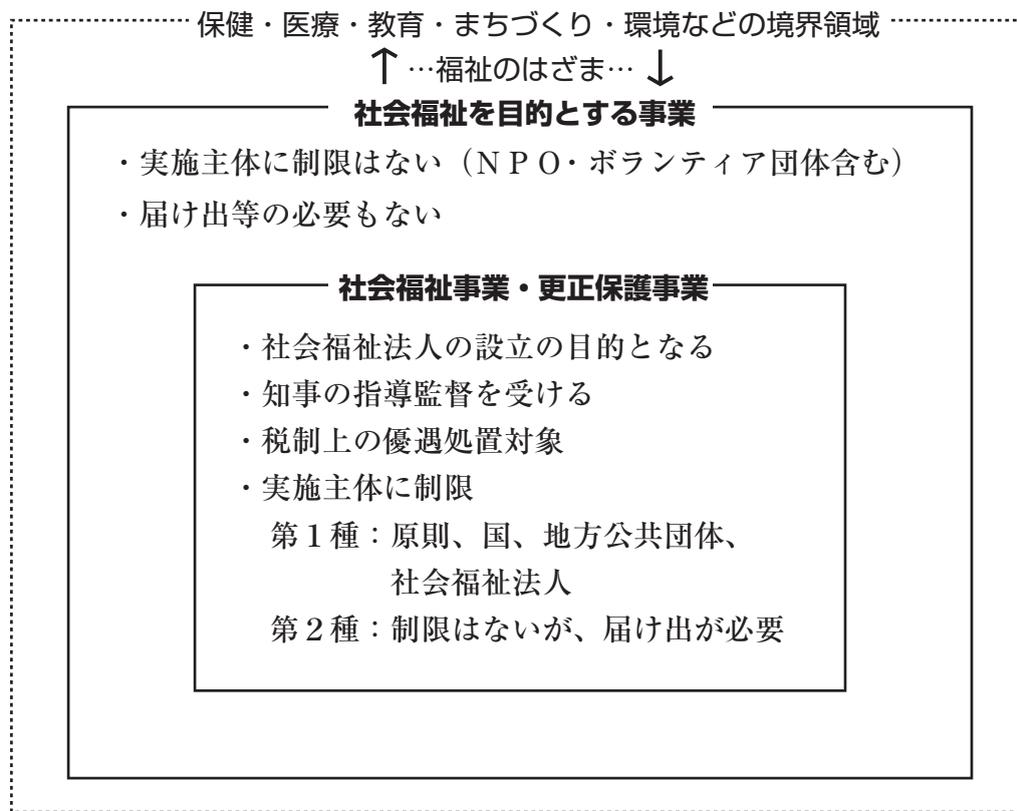
1	共同募金の仕組み	1
	(1) 共同募金の流れ（申請から配分まで）	
	(2) 共同募金の助成対象範囲に係る考え方	
	(3) 市町村共同募金会と市町村社会福祉協議会の連携	
2	秋田県の共同募金実績	4
	(1) 秋田県の共同募金実績の推移	
	(2) 秋田県の共同募金目標額と実績額（一般募金）	
	(3) 平成 20 年度共同募金（一般募金）の市町村別目標額及び実績額	
	(4) 平成 20 年度地域歳末たすけあい募金実績額	
	(5) 年度別共同募金（一般募金）種別実績	
	(6) 平成 20 年度共同募金（一般募金）種別実績内訳	
	(7) 歳末たすけあい募金年度別実績	
3	関係法令・通知	14
	(1) 社会福祉法（抜粋）	
	(2) 「共同募金の実施について」	
4	支会関係規定	20
	(1) 秋田県共同募金会支会規定	
	(2) 秋田県共同募金会〇〇支会会則準則	
	(3) 秋田県共同募金会会計規程	
	(4) 秋田県共同募金会支会会計規程	
	(5) 秋田県共同募金会支会の分会及び地区分会出納事務取扱要領	
5	寄付金と税制	45
	(1) 共同募金と寄附金	
	(2) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件	
	(3) 共同募金以外の特定、指定寄附金の取扱について (大蔵省告示第 154 号 4 の 2 の説明)	
	(4) 税の優遇措置	
	(5) 平成 20 年度税制改正による個人住民税における寄附金税制 (都道府県・市区町村以外) の改正イメージ	

1 共同募金の仕組み

(1) 共同募金の流れ（申請から配分まで）



(2) 共同募金の助成対象範囲に係る考え方



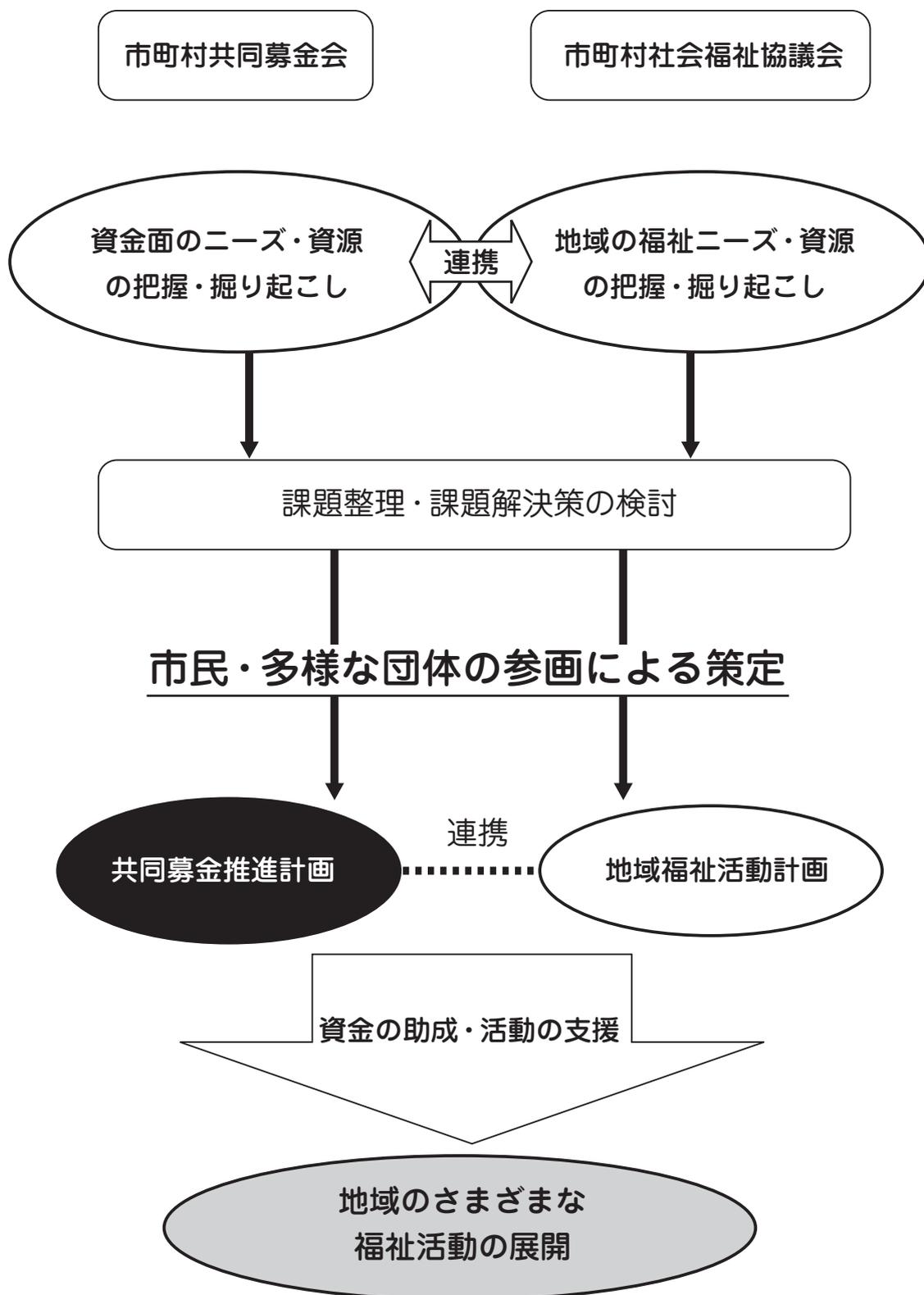
*「社会福祉を目的とする事業」の定義1(厚生労働省審議会資料による)

- ①『共同募金の寄附金配分先となる』事業
- ②『社会福祉協議会による連絡、調整、助成等の対象となる』事業

*「社会福祉を目的とする事業」の定義2(社会福祉法)

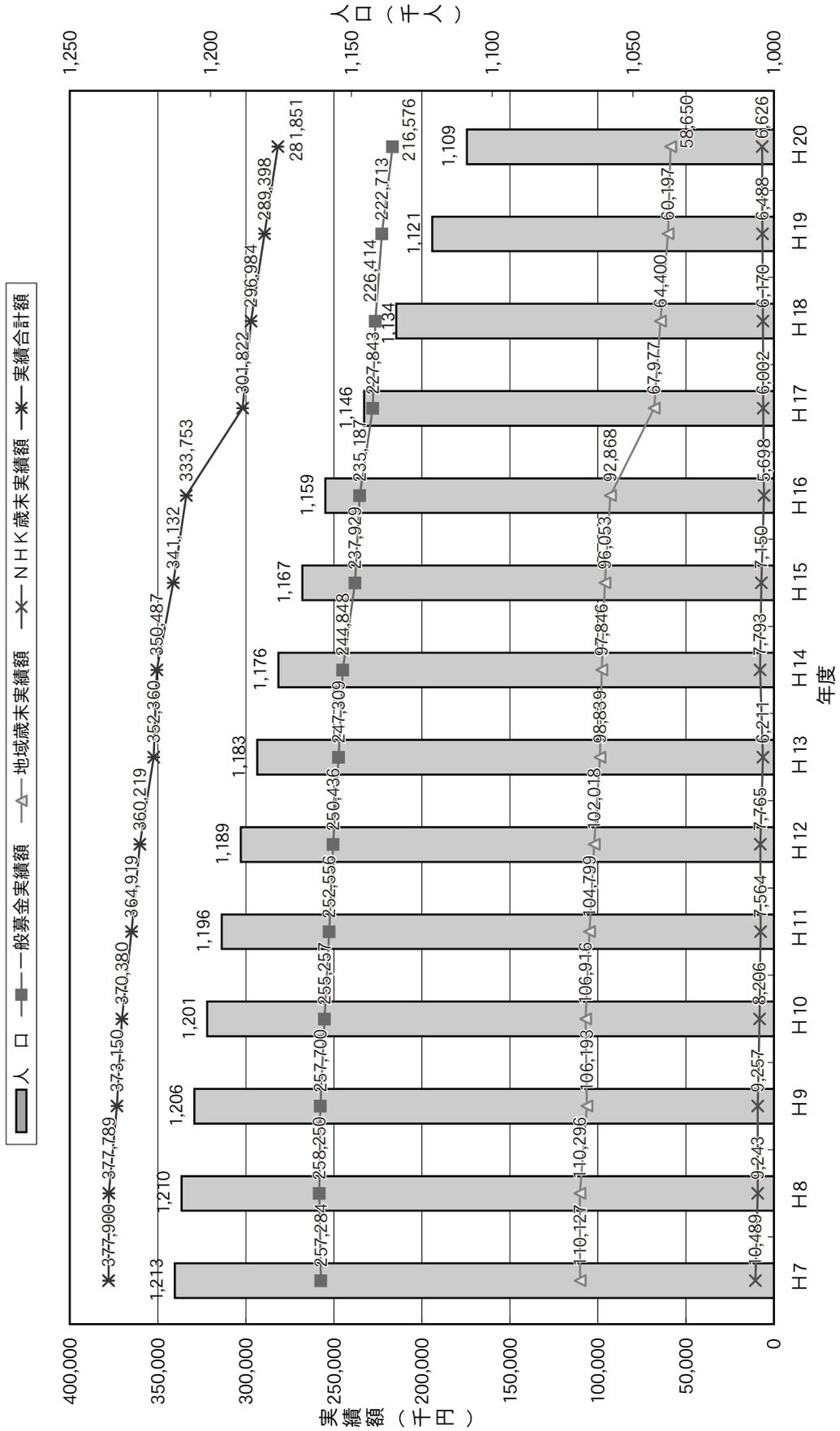
- ①「福祉サービスの利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援(第3条)」のための事業
- ②「社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする(第4条)」ための事業

(3) 市町村共同募金会と市町村社会福祉協議会の連携



2 秋田県の共同募金実績

(1) 秋田県の共同募金実績の推移



(2) 秋田県の共同募金目標額と実績額（一般募金）

区分 年度	目標額	実績額	区分 年度	目標額	実績額
	円	円		円	円
22～30	135,509,702	139,399,106	59	206,574,000	216,001,625
31	17,500,000	18,061,648	60	209,235,000	221,039,767
32	17,500,000	18,500,066	61	210,517,000	225,328,409
33	18,747,600	19,854,329	62	214,094,000	229,605,102
34	19,369,000	21,009,352	63	216,134,000	235,345,728
35	20,000,000	21,643,956	平成元	217,295,000	236,986,953
36	21,000,000	22,822,641	2	220,045,000	242,608,979
37	22,237,000	25,411,347	3	220,679,000	246,108,074
38	23,600,000	28,450,551	4	223,418,000	248,629,609
39	26,500,000	30,370,834	5	225,603,000	250,939,932
40	29,100,000	33,920,076	6	226,612,000	253,663,070
41	32,000,000	38,357,292	7	227,967,000	257,283,639
42	34,800,000	38,473,037	8	229,608,000	258,249,569
43	37,000,000	42,756,890	9	231,761,000	257,700,127
44	39,600,000	46,594,459	10	234,328,190	255,257,156
45	42,500,000	49,172,780	11	233,707,000	252,567,411
46	49,600,000	58,459,909	12	234,354,000	250,435,838
47	54,500,000	64,957,833	13	234,310,000	247,309,202
48	59,300,000	70,959,059	14	232,041,000	244,848,169
49	69,000,000	84,325,195	15	229,806,000	237,929,466
50	75,800,000	103,969,550	16	227,976,000	235,187,027
51	82,500,000	106,528,737	17	225,790,000	227,842,631
52	94,400,000	130,007,074	18	222,317,000	226,414,392
53	115,000,000	149,040,908	19	218,423,000	222,712,700
54	134,500,000	166,526,421	20	220,156,000	216,575,707
55	152,000,000	187,100,548	累計	7,540,913,492	8,329,053,300
56	172,000,000	201,421,604			
57	172,000,000	204,719,933			
58	180,600,000	209,667,883			

(注) 1. 最上欄の金額は昭和22年から30年までの累計額。

(注) 2. 昭和59年度に初のA B目標額が設定された。

(3) 平成20年度共同募金（一般募金）の市町村別目標額及び実績額

(単位：円)

市町村名	目標額	実績額	達成率	一人当り 平均寄付額	一世帯当たり 平均寄付額
秋田市	48,719,000	48,782,722	100.1%	149	366
能代市	10,500,000	9,508,665	90.6%	158	410
横手市	16,810,000	16,356,764	97.3%	163	507
大館市	14,097,000	13,426,896	95.2%	168	470
男鹿市	7,151,000	6,404,549	89.6%	191	538
湯沢市	13,818,000	14,889,005	107.8%	281	858
鹿角市	7,360,000	7,179,527	97.5%	205	592
由利本荘市	17,979,000	17,875,547	99.4%	206	617
潟上市	5,318,000	5,145,885	96.8%	146	416
大仙市	20,791,000	20,575,559	99.0%	228	716
北秋田市	11,116,000	11,811,419	106.3%	313	874
仙北市	8,600,000	7,622,573	88.6%	251	741
にかほ市	6,818,000	6,706,079	98.4%	238	723
小坂町	1,689,000	1,702,708	100.8%	270	679
上小阿仁村	1,159,000	884,256	76.3%	310	846
三種町	4,129,000	3,638,615	88.1%	189	570
八峰町	2,098,000	2,100,846	100.1%	249	714
藤里町	1,317,000	1,323,072	100.5%	325	955
五城目町	2,770,000	2,829,953	102.2%	259	733
八郎潟町	2,077,000	2,024,349	97.5%	298	881
井川町	1,313,000	1,241,811	94.6%	222	762
大潟村	962,000	1,050,139	109.2%	329	1,402
美郷町	6,866,000	7,408,364	107.9%	335	1,167
羽後町	3,722,000	3,022,137	81.2%	174	593
東成瀬村	1,477,000	1,486,020	100.6%	507	1,738
県共募	1,500,000	1,578,247	105.2%	—	—
合計	220,156,000	216,575,707	98.4%	196	546

(4) 平成 20 年度地域歳末たすけあい募金実績額

(単位：円)

市町村名	実績額
秋田市	9,462,497
能代市	4,209,912
横手市	189,347
大館市	4,402,144
男鹿市	2,622,815
湯沢市	4,830,478
鹿角市	2,411,188
由利本荘市	6,619,982
潟上市	—
大仙市	12,076,096
北秋田市	2,091,263
仙北市	2,604,271
にかほ市	584,110
小坂町	1,074,713
上小阿仁村	563,507
三種町	—
八峰町	722,647
藤里町	494,577
五城目町	140,000
八郎潟町	3,000
井川町	692,322
大潟村	—
美郷町	994,388
羽後町	1,330,547
東成瀬村	529,908
合計	58,649,712

(5) 年度別共同募金（一般募金）種別実績

種別 年度	戸別	街頭	法人	大口	中口	職域	学校	特殊	その他
昭和37年度	76.9%	1.5%	4.9%	11.4%	%	0.9%	3.1%	0.9%	0.4%
38	74.1	1.3	5.8	8.5	4.2	0.8	2.7	1.8	0.8
39	75.3	1.7	6.2	6.4	5.4	0.7	3.0	1.0	0.3
40	73.7	2.0	5.7	7.8	5.5	0.9	3.0	1.0	0.4
41	72.3	2.0	6.4	7.6	5.8	0.8	3.4	1.2	0.5
42	70.6	1.4	6.5	9.4	5.2	1.1	2.4	2.6	0.8
43	72.1	1.4	6.3	8.6	5.7	1.0	2.3	1.6	1.0
44	72.1	1.4	6.9	7.8	5.8	1.3	2.4	2.1	0.2
45	73.3	1.6	7.3	9.7	3.6	0.9	1.9	1.4	0.3
46	73.5	1.5	6.5	11.7	2.7	0.8	1.7	0.9	0.7
47	73.5	1.8	7.1	10.7	2.4	1.0	1.6	1.6	0.3
48	72.1	1.7	7.8	9.9	2.7	1.2	1.7	1.3	1.6
49	70.3	1.8	7.3	11.9	3.1	1.5	1.7	1.6	0.8
50	66.9	1.5	14.3	11.2		1.5	1.5	2.3	0.8
51	70.3	1.7	6.8	15.0		1.7	1.6	1.8	1.1
52	66.7	1.6	10.9	13.8		1.7	1.7	2.9	0.7
53	69.7	1.5	6.7	15.7		1.7	1.7	2.3	0.7
54	71.3	1.3	6.4	14.2		1.8	1.5	2.4	1.1
55	70.7	1.3	6.0	15.8		1.6	1.5	2.5	0.6
56	70.6	1.2	5.9	14.7		1.9	1.7	2.0	2.0
57	71.1	1.2	5.9	16.0		2.1	1.7	1.1	0.9
58	70.4	1.2	6.6	15.3		2.3	2.0	0.6	1.6
59	71.1	1.1	5.8	15.6		2.9	2.6	0.5	0.4
60	71.5	0.9	6.1	15.2		2.7	2.7	0.4	0.5
61	70.4	0.9	5.6	16.6		3.0	2.9	0.3	0.3
62	69.7	0.8	6.4	16.0		3.0	3.3	0.3	0.5
63	67.9	0.9	6.7	17.0		3.0	3.5	0.5	0.5
平成元年度	67.7	0.8	7.2	16.7		3.0	3.6	(その他) 0.1	
2	66.9	0.9	7.5	17.1		3.0	3.9	0.7	

種別 年度	戸別	街頭	法人	団体	職域	学校	興行	その他
平成3年度	82.6%	1.0%	7.7%	1.2%	2.9%	3.8%	%	0.8%
4	81.0	0.9	9.2	0.8	2.9	4.0		1.2
5	81.5	0.9	7.8	0.8	2.9	4.1		2.0
6	82.1	0.9	7.6	0.9	3.1	4.5		0.9
7	81.0	1.1	8.2	1.0	3.1	4.6		1.0
8	81.2	1.0	8.2	1.1	3.1	4.3		1.1
9	82.2	0.9	8.2		3.4	4.1	0.3	0.9
10	81.9	0.8	8.3		3.4	3.8	0.3	1.5
11	82.6	0.8	8.6		3.4	3.5	0.3	0.8
12	82.1	0.8	9.0		3.3	3.5	0.3	1.0
13	82.3	0.7	8.9		3.5	3.4	0.3	0.9
14	81.6	0.7	8.6		3.4	3.3	0.3	2.1
15	82.8	0.7	8.4		3.5	3.4	0.3	0.9
16	83.7	0.6	8.0		3.2	3.2	0.3	1.0
17	84.6	0.6	7.6		3.2	3.2	0.3	0.5
18	83.2	0.7	8.1		3.3	3.4	0.3	1.0
19	83.3	0.7	7.9		3.3	3.6	0.3	1.0
20	83.9	0.7	7.2		3.2	3.4	0.3	1.4

(注) 1. 中口募金は500円以上1,000円未満(44年度以前は300円)の寄附金である。なお昭和50年度からは、戸別募金に含めて集計した。

2. 特殊募金は、香典返しや興行・廃品回収等による寄附金である。

3. 大口募金は1,000円以上の寄附金であるが、平成3年度からは戸別募金に含めて集計した。

(6) 平成 20 年度共同募金（一般募金）種別実績内訳

市町村名	実績額	戸別募金	%	街頭募金	%	法人募金	%
秋 田 市	48,782,722	43,034,396	88.2%	35,239	0.1%	2,573,497	5.3%
能 代 市	9,508,665	8,012,027	84.3%	235,036	2.5%	365,394	3.8%
横 手 市	16,356,764	13,798,199	84.4%	208,584	1.3%	970,996	5.9%
大 館 市	13,426,896	10,632,098	79.2%	253,088	1.9%	1,622,000	12.1%
男 鹿 市	6,404,549	5,863,350	91.5%	0	0.0%	170,487	2.7%
湯 沢 市	14,889,005	12,172,605	81.8%	283,255	1.9%	1,136,125	7.6%
鹿 角 市	7,179,527	5,132,450	71.5%	113,160	1.6%	1,625,500	22.6%
由利本荘市	17,875,547	15,074,618	84.3%	124,846	0.7%	1,057,716	5.9%
潟 上 市	5,145,885	4,411,752	85.7%	0	0.0%	529,000	10.3%
大 仙 市	20,575,559	17,571,999	85.4%	91,359	0.4%	1,280,168	6.2%
北 秋 田 市	11,811,419	9,148,590	77.5%	32,082	0.3%	867,000	7.3%
仙 北 市	7,622,573	6,945,770	91.1%	19,958	0.3%	130,000	1.7%
にかほ市	6,706,079	4,658,820	69.5%	17,419	0.3%	1,233,000	18.4%
小 坂 町	1,702,708	1,702,226	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
上小阿仁村	884,256	734,505	83.1%	0	0.0%	45,000	5.1%
三 種 町	3,638,615	3,638,615	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
八 峰 町	2,100,846	1,781,933	84.8%	0	0.0%	8,000	0.4%
藤 里 町	1,323,072	1,252,911	94.7%	0	0.0%	70,000	5.3%
五 城 目 町	2,829,953	2,572,100	90.9%	36,866	1.3%	45,000	1.6%
八 郎 潟 町	2,024,349	1,754,500	86.7%	3,410	0.2%	34,000	1.7%
井 川 町	1,241,811	1,112,300	89.6%	0	0.0%	0	0.0%
大 潟 村	1,050,139	643,200	61.2%	0	0.0%	0	0.0%
美 郷 町	7,408,364	5,739,000	77.5%	0	0.0%	1,003,000	13.5%
羽 後 町	3,022,137	3,015,600	99.8%	0	0.0%	0	0.0%
東成瀬村	1,486,020	1,232,800	83.0%	0	0.0%	32,000	2.2%
秋 田 県	1,578,247	0	0.0%	38,713	2.5%	708,577	44.9%
県 計	216,575,707	181,636,364	83.9%	1,493,015	0.7%	15,506,460	7.2%

市町村名	職域募金	%	学校募金	%	イベント募金	%	その他の募金	%
秋田市	1,254,383	2.6%	1,443,324	3.0%	72,750	0.1%	369,133	0.8%
能代市	359,059	3.8%	521,202	5.5%	0	0.0%	15,947	0.2%
横手市	527,269	3.2%	770,076	4.7%	4,444	0.0%	77,196	0.5%
大館市	280,270	2.1%	603,913	4.5%	11,013	0.1%	24,514	0.2%
男鹿市	228,394	3.6%	140,831	2.2%	0	0.0%	1,487	0.0%
湯沢市	412,218	2.8%	494,684	3.3%	32,645	0.2%	357,473	2.4%
鹿角市	87,250	1.2%	218,527	3.0%	0	0.0%	2,640	0.0%
由利本荘市	655,751	3.7%	652,511	3.7%	17,490	0.1%	292,615	1.6%
潟上市	29,263	0.6%	175,182	3.4%	0	0.0%	688	0.0%
大仙市	733,640	3.6%	781,751	3.8%	0	0.0%	116,642	0.6%
北秋田市	1,119,108	9.5%	349,501	3.0%	120,584	1.0%	174,554	1.5%
仙北市	187,542	2.5%	335,260	4.4%	0	0.0%	4,043	0.1%
にかほ市	25,396	0.4%	157,487	2.3%	0	0.0%	613,957	9.2%
小坂町	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	482	0.0%
上小阿仁村	82,000	9.3%	22,483	2.5%	0	0.0%	268	0.0%
三種町	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
八峰町	8,152	0.4%	67,761	3.2%	0	0.0%	235,000	11.2%
藤里町	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	161	0.0%
五城目町	74,400	2.6%	65,560	2.3%	0	0.0%	36,027	1.3%
八郎潟町	94,173	4.7%	60,643	3.0%	77,360	3.8%	263	0.0%
井川町	42,362	3.4%	20,484	1.6%	50,263	4.0%	16,402	1.3%
大潟村	149,624	14.2%	17,051	1.6%	148,572	14.1%	91,692	8.7%
美郷町	200,000	2.7%	394,375	5.3%	0	0.0%	71,989	1.0%
羽後町	0	0.0%	0	0.0%	6,537	0.2%	0	0.0%
東成瀬村	94,254	6.3%	12,869	0.9%	98,200	6.6%	15,897	1.1%
秋田県	236,128	15.0%	41,170	2.6%	0	0.0%	553,659	35.1%
県計	6,880,636	3.2%	7,346,645	3.4%	639,858	0.3%	3,072,729	1.4%

(7) 歳末たすけあい募金年度別実績

年度	N H K 歳 末	地 域 歳 末	小 計
昭和 26 年度	円	円	円
27			
28			
29	126,190		126,190
30	886,913		886,913
31	1,254,429		1,254,429
32	1,446,946		1,446,946
33	1,116,304		1,116,304
34	1,227,279	2,276,518	3,503,797
35	1,533,238	3,662,215	5,195,453
36	1,575,924	3,768,856	5,344,780
37	2,048,614	6,105,888	8,154,502
38	2,236,819	6,577,373	8,814,192
39	2,682,996	7,503,081	10,186,077
40	2,890,882	10,098,463	12,989,345
41	2,734,109	11,465,530	14,199,639
42	2,003,975	13,600,497	15,604,472
43	2,004,524	14,346,183	16,350,707
44	2,388,333	16,584,844	18,973,177
45	1,853,478	18,056,090	19,909,568
46	2,040,816	20,190,370	22,231,186
47	2,526,955	23,388,276	25,915,231
48	3,439,000	27,685,181	31,124,181
49	4,711,844	38,929,280	43,641,124
50	5,733,773	45,940,510	51,674,283
51	8,118,613	51,982,554	60,101,167
52	9,494,694	60,724,679	70,219,373
53	11,697,073	69,761,990	81,459,063
54	12,380,648	74,324,305	86,704,953
55	13,879,811	80,595,084	94,474,895
56	13,385,928	85,490,892	98,876,820
57	12,741,756	90,382,747	103,124,503

年度	N H K 歳 末	地 域 歳 末	小 計
昭和 58 年度	14,380,588 円	89,956,361 円	104,336,949 円
59	14,162,822	92,091,343	106,254,165
60	11,162,805	92,365,402	103,528,207
61	14,299,920	94,340,921	108,640,841
62	13,564,471	96,527,613	110,092,084
63	13,153,150	97,191,160	110,344,310
平成元年度	13,018,891	100,529,742	113,548,633
2	13,221,354	102,685,565	115,906,919
3	13,507,633	104,963,029	118,470,662
4	12,756,784	107,068,589	119,825,373
5	12,940,694	108,770,490	121,711,184
6	11,341,438	109,426,476	120,767,914
7	10,488,975	110,127,043	120,616,018
8	9,243,300	110,295,917	119,539,217
9	9,257,144	106,192,599	115,449,743
10	8,205,945	106,916,408	115,122,353
11	7,564,273	104,798,826	112,363,099
12	7,764,557	102,018,329	109,782,886
13	6,210,972	98,839,382	105,050,354
14	7,793,293	97,845,873	105,639,166
15	7,149,861	96,053,150	103,203,011
16	5,697,855	92,868,309	98,566,164
17	6,001,777	67,977,142	73,978,919
18	6,169,543	64,399,995	70,569,538
19	6,488,207	60,196,985	66,685,192
20	6,626,003	58,649,712	65,275,715
累 計	392,317,852	3,256,537,767	3,648,871,886

3 関係法令・通知

(1) 社会福祉法（抜粋）

第10章 地域福祉の推進

第3節 共同募金

（共同募金）

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

（共同募金会）

第113条 共同募金を行う事業は、第2条の規定にかかわらず、第一種社会福祉事業とする。

2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。

3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。

4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

（共同募金会の認可）

第114条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たっては、第32条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

一 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

二 特定人の意思によって事業の經營が左右されるおそれがないものであること。

三 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。

四 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

（配分委員会）

第115条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

2 第36条第4項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。

3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(共同募金の性格)

第 116 条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

(共同募金の配分)

第 117 条 共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。

- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。
- 3 共同募金会は、第 112 条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

(準備金)

第 118 条 共同募金会は、前条第 3 項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。

- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第 112 条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。
- 3 前項の規定による拠出を受けた共同募金会は、拠出された金額を、同項の拠出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
- 4 共同募金会は、第 1 項に規定する準備金の積立て、第 2 項に規定する準備金の拠出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たっては、配分委員会の承認を得なければならない。

(計画の公告)

第 119 条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第 120 条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、1 月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第 118 条第 1 項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

- 2 共同募金会は、第 118 条第 2 項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第 118 条第 3 項の規定により配分を行った場合には、配分を終了した後 3 月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行った共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第 121 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会については、第 56 条第 4 項の事由が生じた場合のほか、第 114 条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第 122 条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後 1 年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第 123 条 第 73 条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第 124 条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第 73 条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。

(2)「共同募金の実施について」

(昭和 42. 9. 19 社庶第 340 号)
各都道府県知事あて厚生省社会局長

共同募金運動が過去 20 年間にわたり、わが国民間社会福祉事業への振興に寄与し、かつ、国民の社会福祉事業への理解を深める上に果してきた役割は極めて大きく、今後もますますその重要性和成果とが期待される場所である。

同時に、この募金が国民の善意を基盤とする純然たる民間運動であり、この事業に対する国民の関心が極めて高いために、募金の実施にあたっては、この国民の期待にこたえるよう適正に実施されなければならないことはいうまでもない。このような観点から、さらには先般行われた行政管理庁の監察結果にもとづく勧告の次第もあり、種々早急に改善すべき点があるので、本年度共同募金の実施を目前にひかえ、各都道府県においては、共同募金会等に対し、特に次の事項につき留意のうえ、そのすみやかな改善指導に特段の配意を願いたい。

さらに、共同募金運動は、全国 200 万人の奉仕者の善意により支えられて展開されるものであり、共同募金会の運営上に改善を要する問題点があるにせよ、この運動自体は国民たすけあいの精神の上に更に発展されるべきものであることは何人も否定する場所ではなく、従って、今後の育成については、従前にもまして積極的、かつ、強力に行われたい。

1. 共同募金について

(1) 募金の収納につき適正化をはかり、募金収入額を的確には握すること。

ア 共同募金会の支会および分会において収納された寄附金は、止むを得ない場合を除き、即日全額都道府県共同募金会へ送金すること。ただし、歳末たすけあい運動における寄附金については、その運動の趣旨および性格にかんがみ、迅速に配分する必要があるのでこの限りではないこと。

イ 支会および分会における目標超過分についてのいわゆる天引を禁止すること。

ウ 募金従事者が募金経費を天引して納入することを禁止し、収納の都度全額を納入させること。

エ 寄附者にかかる領収証控又は寄附者名簿等の整備をはかること。

(2) 共同募金会支会および分会の事務処理体制の確立をはかること。

ア 寄附金出納の責任者については、これを一般に周知させる方途を講ずること。

イ 寄附金の収納と都道府県共同募金会への送金とを明らかにした帳簿、書類その他諸帳簿の整備をはかること。

(3) 募金経費の節減とその支出の適正化をはかること。

ア 募金経費については、その用途において賤別、記念品代等については勿論のこと、募金

運動上必要な会議費その他の諸経費であっても、国民の感情からみても不相当と考えられるような支出は、厳に自粛し、かつ、従来示されている経費の標準に則り概ね10%を限度として、これを極力節減すること。

イ 募金経費については、支会および分会において寄附金のなかから天引することなく、あらかじめ都道府県共同募金会より支会および分会に対し必要な資金を概算交付等の方法により前渡し、運動期間終了後、適切な方法により精算を行なうこと。

ウ 募金経費については、募金終了後配分と同時に明確に公表すること。

(4) 共同募金の用途につき正しく周知徹底をはかること。

ア 共同募金の配分内容については、寄附者である国民に対して十分に理解が得られるような周知徹底をはかることに欠けるものがある。

例えば、最近において活発に展開されるにいたった社会福祉協議会を中心とする地域福祉活動については、その活動の必要性・活動内容についての理解を得るための努力が不十分であり、このためその事業費に対する共同募金の配分について理解されず、寄附者に不審の念を懐かせるむきも見受けられる。

従って、施設および地域福祉活動等への共同募金の配分については、募金の終了後のみでなく、募金にさきだっても正しく理解されるよう十分に周知徹底をはかること。

イ 共同募金の配分に関する事前および事後の公表については寄附者である国民に広く、かつ、的確に周知徹底することができるように、日刊紙等への掲載等についても考慮すること。

(5) 募金方法につき応分寄附の推進をはかること。

共同募金は寄附者の自発的な協力を基礎とするものであるから募金に当たっては、戸別割当等によることなくあくまで寄附者の自発的意志によりその分に応じて行なわれるいわゆる応分寄附の方法により実施を推進すること。

(6) 募金期間についてはこれを厳守すること。

(7) 共同募金会の役員および評議員に配分を受ける者が含まれることについては、既に昭和26年6月4日付通達により、共同募金会の役員又は評議員の選任上、特に止むを得ない事情があり、関係者に異存がなく、かつ、配分の公正を欠くおそれのない限り別の資格で共同募金会の役員又は評議員になることは差支えないとされているが、これは共同募金運動を円滑に推進するために止むを得ない措置である。しかし、勧告の指摘のごとく、これらの兼職の役員、評議員が相当に大きな比率となり、ときには過半数にも及ぶことは共同募金配分の公正の確保の点において適当ではないと考えられるので、兼職の者をなるべく減少させ、あるいは、それらの者については、共同募金会の配分関係業務については関与させない等の措置をとること。

2. 社会福祉協議会について

社会福祉協議会が市町村等の地域内において生計困難者、老人、身体障害者、母子家庭、児童等への居宅援護活動を行なう場合、その事業費として共同募金の配分を受けることは当然認めら

れるが、その配分金は、地域社会の福祉向上のため最も有効適切なものとして共同募金会より指定されたとおり使用されるべきものであって、この場合次の諸点につき特に留意し、適切な指導が行なわれる必要がある。

- (1) 共同募金の配分は社会福祉協議会の一般会計と区分して特別勘定を設けて、これを経理すること。
- (2) 社会福祉協議会の職員の人件費、事務費等については、なるべく速かにそれ自体の会費収入および国、地方公共団体の補助金等によって賄い、共同募金の配分金に、一部であるにせよ依存しないことが望ましいので、国は勿論、地方公共団体においても公費補助の増額に努力するとともに、社会福祉協議会においても、会費収入の増加等について努力すること。
- (3) 共同募金の一環であるべき歳末たすけあい募金が、一部府県において共同募金会において実施されず、社会福祉協議会の募金として実施されているところがあるが、これは社会福祉事業法の規定あるいは、昭和 34 年度より共同募金の期間延長を行なった経緯にかんがみても認められないところであるので、この種の募金は直ちに改めること。

4 支会関係規定

(1) 秋田県共同募金会支会規定

(設 置)

第1条 社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）は、定款第25条第2項の規定に基づき、支会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 市町村の区域に支会を置く。

(名 称)

第2条 支会は、〇〇共同募金会と称する。

(目的及び事業)

第3条 支会は、共同募金運動の目的達成のために、本会の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事項

(役 員)

第4条 支会に、次の役員を置く。

理 事
監 事

<留意事項>

- ① (4) について、支会は、区域内の分会の意見を踏まえた上で資金需要の把握を行う。又、分会は、把握した資金需要を支会に進達することとする。

<留意事項>

- ① 執行機関を運営委員会とする場合は、第4条の規定を次のとおり読み替えるものとする。
(運営委員及び監事)

第4条 支会に、運営委員及び監事を置く。

(代表者)

第5条 支会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、この会を代表して会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、支会の理事の互選により選任し、本会の会長に届出するものとする。

(理事)

第6条 理事は、理事会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 理事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

(監事)

第7条 監事は、支会の業務を監査して理事会に報告する。

2 監事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

(専門委員会)

第8条 支会に、第3条に定める目的を達成するために専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会の設置運営等に関する規程は、会長が別に定める。

(会計)

第9条 支会の会計に関する規程は、別に定める。

(経費)

第10条 支会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第5条第4項において「理事」とあるのを「運営委員」と読み替えるものとする。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第6条の規定を次のとおり読み替えるものとする。
(運営委員)

第6条 運営委員は、運営委員会を組織して、第3条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第7条において「理事会」とあるのを「運営委員会」と読み替えるものとする。

<留意事項>

①専門的事項を調査審議するため、募金、広報、配分等に關する専門委員会を設置することができる。又、これらの専門的事項の調査審議に当たっては、理事会の部会又は運営委員会を充てることもできる。

(住民参加)

第11条 支会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

第12条 支会の事務を処理するため事務局を置く。

(会 則)

第13条 支会は、本会が定める「秋田県共同募金会〇〇支会会則準則」に基づき、それぞれ会則を制定するものとする。

2 次の事項は、会則をもって規定する。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 会長、副会長、理事、監事の定数及び任期
- (4) 理事会の招集、議長及び定足数

3 会則の制定または改正に当たっては、理事会の議決を経て、本会の会長に届出するものとする。

(その他)

第14条 支会の区域内に、旧市町村の区域等を単位とする分会を置くことができる。

2 支会又は分会の区域内に、学区等の区域を単位とする地区分会を設けることができる。

3 分会及び地区分会の組織運営等に関する規程は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年7月28日から施行する。

(経過措置)

第1条の規定にかかわらず、当分の間は、なお従前の例によることができる。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第11条において「役員」とあるのを「運営委員、監事」と読み替えるものとする。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第13条第2項において「理事」とあるのを「運営委員」と読み替えるものとし、同じく第2項及び第3項において「理事会」とあるのを「運営委員会」と読み替えるものとする。

(2) 秋田県共同募金会〇〇支会会則準則

(会 則)

第1条 秋田県共同募金会支会規程第13条の規定に基づき、〇〇支会（以下「この会」という。）の会則を、次のとおり定めるものとする。

(目的及び事業)

第2条 この会は、共同募金運動の目的達成のために、社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）の定める諸計画に基づき、区域内の地域福祉の推進のため、民意を十分に反映し、次の事業を行う。

- (1) 区域内における共同募金活動の実施
- (2) 区域内における共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践
- (3) 区域内における広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) 区域内における民間地域福祉に係わる資金需要の把握及び配分計画案の策定等配分調整の実施
- (5) 区域内における社会福祉協議会及び受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応
- (6) 歳末たすけあい運動の推進
- (7) 関係組織との連絡調整
- (8) その他、共同募金運動の目的達成のために必要な事項

(名 称)

第3条 この会は、〇〇共同募金会と称する。

(事務所の所在地)

第4条 この会の事務所の所在地を〇〇〇〇〇〇に置く。

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

理 事 〇名

監 事 〇名

<留意事項>

- ① (4) について、支会は、区域内の分会の意見を踏まえた上で資金需要の把握を行う。又、分会は、把握した資金需要を支会に進達することとする。

<留意事項>

- ① 執行機関を運営委員会とする場合は、第5条の規定を次のとおり読み替えるものとする。
(運営委員及び監事)
第5条 この会に、運営委員〇名及び監事〇名を置く。
- ② 分会の代表者は、理事又は運営委員に加わることが望ましい。

(代表者)

第6条 この会に会長1名及び副会長〇名を置く。

2 会長は、この会を代表して会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、この会の理事の互選により選任し、本会の会長に届出するものとする。

(理事)

第7条 理事は、理事会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 理事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第8条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は理事会に附議しなければならない。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 会則の改正

(4) その他、会長が必要と認める事項

2 理事会は、会長が招集して、その議長は互選とする。

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第6条第4項において「理事」とあるのを「運営委員」と読み替えるものとする。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第7条の規定を次のとおり読み替えるものとする。

(運営委員)

第7条 運営委員は、運営委員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行に当たる。

2 運営委員は、運営委員会において選任し、会長が委嘱する。

3 運営委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

4 補欠運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第8条において「理事会」とあるのを「運営委員会」に読み替えるものとする。又、第8条において「理事」とあるのを「運営委員」と読み替えるものとする。

(監 事)

第9条 監事は、この会の業務及び財務を監査して理事会に報告する。

2 監事は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会)

第10条 この会に、第2条に定める目的を達成するために専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、会長が委嘱する。

3 専門委員会の設置運営等に関する規程は、会長が別に定める。

(会 計)

第11条 この会の会計に関する規程は、別に定める。

(経 費)

第12条 この会の経費は、本会からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(住民参加)

第13条 この会は、住民参加による会務の運営を行うため、役員及び各委員を地域住民から公募することができる。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

(その他)

第15条 この会の区域内に、旧市町村の区域等を単位とする分会及び学区等の区域を単位とする地区分会を置くことができる。

2 分会及び地区分会の組織運営等に関する規程は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 年 月 日から施行する。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第9条において「理事会」とあるのを「運営委員会」と読み替えるものとする。

<留意事項>

①専門的事項を調査審議するため、募金、広報、配分等に関する専門委員会を設置することができる。又、これらの専門的事項の調査審議に当たっては、理事会の部会又は運営委員会を充てることもできる。

<留意事項>

①執行機関を運営委員会とする場合は、第13条において「役員」とあるのを「運営委員、監事」と読み替えるものとする。

(3) 秋田県共同募金会会計規程

第1章	総則（第1条～第6条）
第2章	勘定科目及び帳簿（第7条～第11条）
第3章	予算（第12条～第17条）
第4章	出納（第18条～第28条）
第5章	財務（第29条～第32条）
第6章	資産・負債の管理（第33条～第39条）
第7章	固定資産の管理（第40条～第46条）
第8章	準備金（第47条～第51条）
第9章	決算（第52条～第54条）
第10章	会計監査（第55条～第56条）
第11章	契約（第57条～第62条）
第12章	支会（第63条）
第13章	補則（第64条～第68条）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）の資金が広く住民相互のたすけあいを基調として拠出されたものであることを考慮し、寄付者の信託に応えられるように本会の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適正に把握することを目的とする。

（経理事務の範囲）

第2条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 金銭の出納に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 資産・負債の管理に関する事項
- (6) 固定資産の管理に関する事項
- (7) 準備金に関する事項
- (8) 決算に関する事項
- (9) 会計監査に関する事項
- (10) 契約に関する事項

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款並びに本規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準の定めるところによる。

(会計単位及び経理区分)

第4条 本会の会計単位は、一般会計とする。

2 一般会計は、法人本部及び定款に記載された社会福祉事業を一括した会計とする。

3 事業活動の内容を明らかにするために、それぞれの会計単位においては経理区分を設け、収支計算を行わなければならない。

なお、事業活動の内容を明らかにするために必要がある場合、さらに経理区分を細分化することができる。

4 前項までの規定に基づき、本会において設定する会計単位及び経理区分は次のとおりとする。

(1) 一般会計

ア 本部経理区分

イ 寄付金経理区分

ウ 災害緊急配分経理区分

エ 災害等準備金経理区分

オ 災害たすけあい義援金経理区分

5 本会の年度決算において計算書類を作成する際には、支会（市町村共同募金会）の決算数値を合算して作成するものとする。

(会計年度及び計算書類)

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後2カ月以内に、次の計算書類を作成しなければならない。

(1) 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表

(2) 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表

(3) 貸借対照表

(4) 財産目録

(会計責任者及び会計職員)

第6条 本会は、第2条に規定する経理事務（第11章に規定する「契約」に関する事項を除く。）を行うため、会計責任者を置く。

2 経理事務のうち、金銭の出納及び保管に関する一切の事務を行うため、出納責任者を置くことができる。

3 会計責任者及び出納責任者は、会長が任命する。

4 会計責任者は、第1項の事務に関する一切の責任を負い、出納責任者は会計責任者に対し、第2項の事務について責任を負う。

- 5 経理事務を行うため、会計職員を置く。
- 6 会計責任者及び出納責任者は、会計職員を指導監督しなければならない。

第2章 勘定科目及び帳簿

(記録及び計算)

第7条 本会の会計は、その財政状態及び経営成績、並びに支払資金の収支状況を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

- 2 前項の支払資金は、流動資産及び流動負債（引当金及び準備金を除く。）とし、その残高は流動資産の額が流動負債（引当金及び準備金を除く。）の額を超える額とする。

(勘定科目)

第8条 勘定科目は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人会計基準を適用する会計単位及び経理区分については別表1

(会計伝票)

第9条 すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない。

- 2 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存する。

(会計帳簿)

第10条 前条の会計伝票に基づき、次の会計帳簿を作成しなければならない。ただし、補助簿については、必要に応じて設けることができる。

- (1) 主要簿

ア 総勘定元帳

- (2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 固定資産管理台帳

ウ 未払金台帳

エ 預り金台帳

オ 基本金台帳

カ 寄付金品台帳

(会計帳簿等の保存期間)

第11条 会計に関する書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 第5条第2項に規定する計算書類 | 永久 |
| (2) 会計伝票及び会計帳簿 | 10年 |
| (3) 証憑書類 | 10年 |

第3章 予 算

(予算の基準)

第12条 本会は、毎会計年度、資金収支予算を作成する。

2 予算は経理区分ごとに編成し、収入支出の予算額は資金収支計算書の勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

第13条 前条の予算は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経、評議員会の議決を得なければならない。

(支出予算の流用)

第14条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合、会長の承認を得た上で、経理区分内の中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目間流用に関し、特段の定めがある経理区分についてはこの限りではない。

(予備費の計上)

第15条 予測しがたい予算の不足に充用するため、支出予算に予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第16条 会計責任者は、前条の予備費を使用する場合、あらかじめ会長の承認を得た上で使用することができる。

(補正予算)

第17条 会長は、予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会に提出してその議決を経、評議員会の議決を得なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは現金、預金、貯金をいう。

2 現金とは、硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等をいう。

(収入の手続)

第 19 条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。

- 2 出納責任者は、前項の書類と入金した金銭の額を照合して収納し、必要の都度領収書を発行する。ただし、振込による収納については、当該金融機関の振込通知をもって領収書に代えることができる。

(収納した金銭の保管)

第 20 条 日々の金銭の収納は、これを直ちに支出に充てることなく、受入後、速やかに取引金融機関に預け入れなければならない。

(寄付金品の収入・支出)

第 21 条 寄付金品を受け入れた場合には、寄付者の意図を十分に把握した上で、寄付目的、寄付の状況、配分計画に沿って、勘定科目の認定、配分先の確定、領収書の発行等について適切な取り扱いをしなければならない。

- 2 受配者指定寄付金を受け入れる場合には、寄付者、寄付金額及び受配者指定等を記載した寄付申込書他の必要書類を取り寄せ、関係通知に則り、適切に処理されなければならない。
- 3 寄付が金銭以外の物品等である場合は、当該物品等について適正な方法による評価額を設定し、その金額による寄付がなされたものとして取り扱う。
- 4 寄付金品が本会の事業運営の用に供する目的でなされるときは、寄付者、寄付額及び寄付目的等を記載した寄付申込書等の関係書類を整え、原則としてあらかじめ会長の承認を受けなければならない。

(税制上の優遇措置を得られる寄付金用領収書の発行・保存)

第 22 条 寄付者が税制上の優遇を希望し、なおかつ税制上の優遇措置に適合する場合は、同措置を得られる専用領収書を発行しなければならない。

- 2 領収書は、通し番号を付して発行し、その控書を作成しなければならない。
- 3 仕損じ及び発行取消しの領収書については、「仕損」と記入の上、控書とともに保存する。

(支出の手続)

第 23 条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。

- 2 出納責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預金口座振込、郵便払込により支払いを行った場合で、とくに領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。

- 5 第3項、第4項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収書、又は証明書を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 6 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の預金口座振込、郵便払込によらなければならない。
 - (1) 1件1万円を超えない常用雑費の現金支払
 - (2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払

(支払期日)

第24条 金銭の支払は、小口払及び随時支払うことが必要なものを除き、毎月25日までに発生した債務をまとめて毎月末日に行う。

(小口現金)

第25条 第23条第6項第1号及び第2号の規定による現金支出に充てるため、会計職員に対して現金を前渡しし、当該職員の手許に小口現金を保管させることができる。

- 2 前項の小口現金は、定額資金前渡制度とし10万円を保管限度額とする。
- 3 小口現金は、毎月末日及び不足の都度、精算しなければならない。

(概算払)

第26条 性質上、概算をもって支払いの必要がある経費については、第23条第1項の規定にかかわらず概算払を行うことができる。

- 2 概算払をすることができる経費は、次のとおりとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他出納責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに精算しなければならない。

(金銭・預貯金の確認)

第27条 出納責任者は、入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない。

- 2 出納責任者は、預貯金について、毎月末日における取引金融機関の残高と帳簿残高を照合しなければならない。
- 3 出納責任者は、第1項第2項の確認の結果、差異がある場合には、遅滞なく適切な措置をとらなければならない

(金銭過不足)

第 28 条 現金に過不足が生じたとき、会計職員は、速やかに原因を調査したうえ遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

第 5 章 財 務

(金融機関との取引)

第 29 条 本会が金融機関との取引を開始し、又は終了しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

- 2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。
- 3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、次の業務を担当しない出納責任者を金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることができる。
 - (1) 現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳
 - (2) 預貯金の通帳及び証書の保管管理
 - (3) 現金（小口現金を含む）の保管管理

(資金の借入)

第 30 条 毎会計年度の業務執行に当たり、必要がある場合には、理事会の議決を得た上で、会長の承認により、資金の短期借入を行うことができる。

- 2 資金の長期借入は、理事会の議決を経、評議員会の議決を得た予算の範囲内において、会長の承認により行うことができる。
- 3 借入金の借入先は、公的金融機関、銀行又はこれに準ずるものでなければならない。

(資金の運用等)

第 31 条 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積立ては、安全確実な方法によって行わなければならない。

- 2 会計責任者は、毎月末日に資金残高（余裕資金及び積立預金を含む）の内容を会長に報告しなければならない。

(有価証券の評価及び管理)

第 32 条 会計責任者は、半期毎に、有価証券の時価と帳簿価額の比較表を作成し、会長に報告しなければならない。

- 2 有価証券の評価は、移動平均原価法によって行う。

第6章 資産・負債の管理

(債権債務の残高確認)

第33条 会計責任者は、毎月末日における総勘定元帳残高について関係帳簿と照合し、記録の正確性及び内訳の妥当性を確認しなければならない。

なお、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。

2 会計責任者は、前項の確認の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、速やかに適切な措置をとらなければならない。

(入金期日及び支払期日の管理)

第34条 会計責任者は、毎月、期日どおりの回収又は支払いが行われていることを確認し、期日どおりに履行されていないものがある場合には、速やかに適切な措置をとらなければならない。

(債権の免除等)

第35条 本会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除いて、会長が本会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(徴収不能引当金)

第36条 徴収不能のおそれのある金銭債権については、過去の徴収不能割合に基づく徴収不能引当金のほか、個別に見積もった徴収不能引当金を計上する。

(棚卸資産の範囲、評価及び管理)

第37条 棚卸資産とは、以下に定める資産をいう。棚卸資産については、受入払出量を継続的に記録し、その在庫量を明瞭にしておかななければならない。

- (1) スタンド式募金箱
- (2) 卓上募金箱
- (3) 肩掛け募金箱

2 棚卸資産の現物管理は、会計責任者が行う。

3 会計責任者は、棚卸資産について毎会計年度末、実地棚卸を行い、帳簿残高と照合しなければならない。

4 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法とする。

(賞与引当金)

第38条 本会は、職員に対して支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上することができる。

(退職給与引当金)

第 39 条 本会は、職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属する金額を退職給与引当金に計上することができる。

2 前項の退職給与引当金の額は、当該会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合に支給すべき退職金の額とする。

第 7 章 固定資産の管理

(固定資産の範囲)

第 40 条 固定資産とは、以下に定める資産をいい、基本財産と運用財産（その他の固定資産）に分類する。

(1) 基本財産

ア 基本財産特定預金

(2) 運用財産（その他の固定資産）

ア 車輛運搬具

イ 器具及び備品

ウ ソフトウェア

エ 投資有価証券

オ 退職共済預け金

カ 退職共済積立預金

キ 運動準備金積立預金

ク 災害緊急配分金積立預金

ケ 運営基金積立預金

コ その他の固定資産

(取得価額)

第 41 条 固定資産の取得価額は、次のとおりとする。

(1) 購入したものは、購入価格及び付帯経費

(2) 製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費

(3) 無償又は著しく低い価額（概ね通常の取得価額の 50%以下の価額）で取得したものは、取得のために通常要する価額

(改良と修繕)

第 42 条 固定資産の価値の増加、又は耐用年数を延長するために要した支出は、これをその固定資産の帳簿価額に加算する。

2 固定資産の現状を維持し、原能力を回復するために要した支出は、修繕費とする。

(現物管理)

第 43 条 固定資産の現物管理は、会計責任者が行う。

2 会計責任者は、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動について所要の記帳整理をしなければならない。

(取得・処分の制限等)

第 44 条 基本財産である固定資産の取得及び第 42 条第 1 項に規定する支出並びにこれらの処分については、あらかじめ理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

2 基本財産以外の固定資産の取得及び第 42 条第 1 項に規定する支出並びにこれらの処分については、あらかじめ会長の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものについては、理事会の議決を経、原則として評議員会の議決を得なければならない。

3 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又は他に使用させてはならない。ただし、会長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(現在高報告)

第 45 条 会計責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に基づき、調査、確認しなければならない。

2 会計責任者は、前項の報告に基づき、固定資産管理台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。

(減価償却)

第 46 条 固定資産のうち、時の経過又は使用によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、毎会計年度減価償却を行う。

2 減価償却の方法は、次のとおりとする。

(1) 有形減価償却資産については定額法

(2) 無形減価償却資産については定額法

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)によるものとする。

4 減価償却資産の評価額は取得価格とする。また、残存価額は、次のとおりとする。

(1) 有形固定減価償却資産について償却計算を実施するための残存価格は取得価格の 10%とする。

ア 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定減価償却資産

耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定減価償却資産については、さらに備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定減価償却資産

有形固定減価償却資産について償却計算を実施するための残存価格はゼロとし、償却累計額が当該減価償却資産の取得価格から備忘価格(1円)を控除した金額に達するまで償却することができるものとする。

(2) 無形減価償却資産

無形減価償却資産については、当初より残存価格をゼロとして減価償却を行うものとする。

第8章 準備金

(定義)

第47条 社会福祉法第118条第1項に規定する準備金は災害等準備金とする。

(充当できる収入の範囲)

第48条 災害等準備金として積み立てることができるのは、法人からの共同募金収入に限るものとし、このため、共同募金の収入を次のとおり区分する。

- (1) 法人からの共同募金収入
- (2) 法人以外の者からの共同募金収入

(年度ごとの区分管理)

第49条 災害等準備金は積み立てた年度ごとに区分し、積み立てた年度の古いものから順に拠出又は配分する。

(配分)

第50条 災害等準備金は、当初に積み立てた日の属する年度の翌々翌年度末に前条に基づく拠出又は配分後の災害等準備金に残余がある場合は、その翌年度に本県区域内において共同募金の趣旨に基づき配分する。

(受取利息)

第51条 災害等準備金によって発生する受取利息は本県区域内において共同募金の趣旨に基づき配分する。

第9章 決算

(月次報告)

第52条 会計責任者は、毎月末日における月次報告書を作成し、翌月20日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の月次報告書は、次のとおりとする。

- (1) 月次資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表
- (2) 月次事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- (3) 月次貸借対照表

(決算整理事項)

第53条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、次の事項について決算整理を行う。

- (1) 予算の執行状況の確認
- (2) 資産が実在し、評価が正しく行われていることの確認
- (3) 会計年度末までに発生したすべての負債が計上されていることの確認
- (4) 減価償却費の計上
- (5) 引当金の繰入れ及び戻入れ
- (6) 純資産の残高の確認
 - ア 基本金の組入れ及び取崩し
 - イ その他の積立金の積立て及び取崩し
 - ウ 元入金組入れ
- (7) 上記(1)から(6)に基づいて必要な会計伝票の起票

2 決算を正確に行い、決算数値の根拠を明らかにしておくために、次の明細表を作成する。

- (1) 借入金明細表
- (2) 寄付金収入明細表
- (3) 引当金明細表
- (4) その他必要な明細表
- (5) 未交付配分金明細表

(計算書類の作成及び確定)

第54条 会計責任者は、第5条第2項に規定する計算書類を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出しなければならない。
- 3 計算書類は、理事会の議決を経、評議員会の議決を得なければならない。

第10章 会計監査

(内部監査)

第55条 会長は、内部会計監査担当者を選任し、関係法令及びこの会計規程に基づいて適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができる。

(外部監査)

第56条 会計の透明性をより高めるために、外部の会計専門家に対し、外部監査を依頼することができる。

- 2 外部監査を依頼した場合には、その監査報告書を計算書類に添付する。

第11章 契約

(契約機関)

第57条 契約は、会長でなければこれを行うことができない。

(一般競争契約)

第58条 会長は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに契約事項を示す場所等を公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

(指名競争契約)

第59条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

(随意契約)

第60条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合
 - (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
 - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
 - (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
 - (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
 - (6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
 - (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 2 前項第(6)号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項第(7)号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできない。

契約の種類	金額
1 工事又は製造の請負	250 万円
2 食料品・物品等の買入れ	160 万円
3 前各号に掲げるもの以外	100 万円

(契約書の作成)

第 61 条 会長は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) 監査及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合には、会長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 62 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が 100 万円を超えない契約をするとき
- 2 第 1 項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

第 12 章 支 会

(会計規程)

第 63 条 支会（市町村共同募金会）の会計に関する事項は、別の規程で定める。

第 13 章 補 則

(税務の範囲と申告納付)

第 64 条 本章において税務とは、本会の税金の申告及び納付に関する業務をいう。

2 会計責任者は、各税法の規定に従い、その申告の要否を判断し、申告の必要がある場合には
税務申告書を作成し、所定の期日までに所轄官庁に申告・納付しなければならない。

(資産総額の登記)

第 65 条 会長は、決算書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を経、評議員会の議決を
受けた後、遅滞なく資産の総額の登記を行う。

(計算書類の開示)

第 66 条 会長は、第 54 条第 3 項の承認を受けた計算書類と事業報告書を広報誌への掲載及び事
務所での閲覧等により開示する。

(収支計算書の提出)

第 67 条 会長は、第 54 条第 3 項の承認を受けた計算書類のうち、資金収支計算書の収入金額が
租税特別措置法第 68 条の 6 に規定する金額を超えた場合には、所定の期日までに所轄税務署長
に対し資金収支計算書を提出する。

(規程の改廃)

第 68 条 この規程の改廃は、会長の上申に基づき、理事会の承認を得て、評議員会の議決により
行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

但し、規程第 4 条第 5 項については、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(規程の廃止)

会計規程（平成 3 年 4 月 1 日施行）は平成 16 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 秋田県共同募金会支会会計規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田県共同募金会（以下「本会」という。）支会の資金が広く住民相互のたすけあいを基調として拠出されたものであることを考慮し、寄付者の信託に応えられるように支会の経理の基準を定め、適切な経理事務を行い、支払資金の収支の状況、財政状態及び経営成績を適正に把握することを目的とする。

(会計年度及び計算書類)

第2条 支会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後2カ月以内に、次の計算書類を作成しなければならない。

- (1) 資金収支計算書（第1号様式）及びこれに附属する資金収支決算内訳表（第2号-2様式）
- (2) 事業活動収支計算書（第3号様式）及びこれに附属する事業活動収支内訳表（第4号様式）
- (3) 貸借対照表（第5号様式）
- (4) 財産目録（第6号様式）

(会計責任者、出納責任者及び会計職員)

第3条 支会は、第2条に規定する経理事務を行うため、会計責任者を置く。

2 経理事務のうち、金銭の出納及び保管に関する一切の事務を行うため、出納責任者を置くものとする。

3 会計責任者及び出納責任者は、支会会長が任命する。

4 会計責任者は、第1項の事務に関する一切の責任を負い、出納責任者は会計責任者に対し、第2項の事務について責任を負うものとする。

5 支会会長は経理事務を行うため、会計職員を任命する。

6 会計責任者及び出納責任者は、会計職員を指導監督しなければならない。

(会計伝票)

第4条 すべての会計処理は、仕訳伝票（第7号様式）により処理しなければならない。

2 仕訳伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。

(会計帳簿)

第5条 前条の仕訳伝票に基づき、次の会計帳簿を作成しなければならない。ただし、補助簿については、必要に応じて設けることができる。

- (1) 主要簿
 - ア 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ア 現金出納帳
- イ 固定資産管理台帳
- ウ 未払金台帳
- エ 預り金台帳
- オ 寄付金品台帳

(会計帳簿等の保存期間)

第6条 会計に関する書類の保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項に規定する計算書類 永久
- (2) 仕分伝票及び会計帳簿 10年
- (3) 証憑書類 10年

(寄付金の送付)

第7条 支会が寄付金を収納したときは、所定の金融機関を通して、速やかに本会にその全額を送付しなければならない。この送付には目標超過額を含め、また募金事務費を天引きしてはならない。

- 2 寄付金を収納したときは、必要に応じて領収書を発行するものとする。
- 3 やむを得ず寄付金を保管するときは、必ず所定の金融機関に預け入れるものとする。

(募金事務費の保管)

第8条 支会は、本会から交付された募金事務費を必ず所定の金融機関に預け入れるものとする。

(会計単位及び経理区分)

第9条 支会の会計は、一般会計のみとする。

- 2 一般会計においては、活動の内容を明らかにするために経理区分を設ける。
- 3 前項の規定に基づき、経理区分を次のとおりとする。

- ア 本部経理区分
- イ 寄付金経理区分
- ウ 災害緊急配分経理区分
- エ 災害たすけあい義援金経理区分

(予算の基準)

第10条 支会は、毎会計年度、資金収支予算を作成する。

- 2 予算は、経理区分ごとに編成し、収入支出の予算額は資金収支計算書の勘定科目ごとに設定する。

(予算の事前作成)

第 11 条 前条の予算は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に支会会長が編成し、理事会、評議員会又は運営委員会の議決を得なければならない。

(勘定科目)

第 12 条 支会における勘定科目は、本会会計規程第 8 条に定める、別表 1 に準拠する。

(決算)

第 13 条 会計責任者は、第 2 条第 2 項に規定する計算書類を作成し、支会会長に提出しなければならない。

2 支会会長は、前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会、評議員会又は運営委員会に提出しなければならない。

3 計算書類は、理事会、評議員会又は運営委員会の議決を得なければならない。

(内部監査)

第 14 条 支会会長は、内部会計監査担当者を選任し、関係法令及びこの会計規程に基づいて、適正妥当な会計処理がなされたかどうかを監査させ、その結果を報告させることができる。

(分会・地区分会)

第 15 条 分会・地区分会を設置している場合は、支会会計規程に基づく出納事務の取扱いについては、別に定める。

(補 足)

第 16 条 この会計規程に定めのないものについては、本会会計規程の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(5) 秋田県共同募金会支会の分会及び地区分会出納事務取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、秋田県共同募金会支会（以下「支会」という。）の分会及び地区分会の出納事務を適正に行い、寄付金の実績等を的確に把握するため、この要領を定める。

(時期及び関係書類)

第2条 分会及び地区分会の出納時期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 収納完了後は、速やかに次の計算書類を作成しなければならない。

(1) 共同募金実績報告書

(2) 事務経費内訳書

(出納責任者及び出納職員)

第3条 分会及び地区分会は、第2条に規定する出納事務を行うため、出納責任者を置くものとする。

2 出納事務のうち、金銭の出納及び保管に関する一切の事務を行うため、出納職員を置くものとする。

3 出納責任者及び出納職員は、支会会長が任命する。

4 出納責任者は、第1項の事務に関する一切の責任並びに第2項の事務について責任を負うものとする。

5 出納責任者は、出納職員を指導監督しなければならない。

(寄付金の送金)

第4条 分会及び地区分会は、寄付金を収納したときは、所定の金融機関を通して、速やかに支会にその全額を送付しなければならない。この送付には目標超過額を含め、また募金事務費を天引きしてはならない。

2 寄付金を収納したときは、必要に応じて領収書を発行するものとする。

3 やむを得ず寄付金を保管するときは、必ず所定の金融機関に預け入れるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

5 寄付金と税制

(1) 共同募金会と寄附金

共同募金会の扱う寄附金には、「共同募金」と「共同募金以外の寄附金」があります。根拠となる規定によって寄附金の種類は分かれています。税制上の優遇措置が設けられています。これは、特定公益増進法人に対する税制の優遇よりも、さらに優遇されています。

寄附金と税制

		共同募金会		③社会福祉法人として受ける寄附金	
寄附金		①共同募金としての寄附金	②共同募金以外の寄附金	ア①及び②以外の寄附金として受入れる寄附金	イ相続又は遺贈により取得した財産
寄附の時期		共同募金運動期間（10月1日～12月31日）であって受配者指定のない寄附金	左記の期間外の寄附金及び期間内であっても受配者指定のある寄附金	随時	
寄附金の使途		社会福祉法第2条にいう社会福祉事業及び更正保護事業法第2条にいう更正保護事業		社会福祉を目的とする事業	
承認の手続き		その年度の各都道府県共同募金会の配分計画に基づき中央共同募金会が財務大臣及び総務大臣に申請し、一括承認されている。	当該配分計画に基づき配分額が同一受配法人に対して100万円以下の場合、当該都道府県共同募金会が審査・承認し100万円超の場合は、法人税法に係る寄附金及び地方税法に係る個人からの寄附金について中央共同募金会が審査・承認する。	(審査の必要はないが、寄附金の性質に応じて共同募金会を含めた受配者について、公平性を持って慎重に選定・配分する必要がある。)	
税制上の優遇措置	法人	法人税－全額損金算入		法人税－別枠損金算入	
	個人	所得税－寄附金控除 地方税－寄附金税額控除		所得税－寄附金控除 相続税の非課税（相続により取得した財産の全部又は一部を寄附した場合、寄附した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されない。）	
根拠法令法人	法人	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	法人税法第37条	
	個人 (国税)	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	法人税法第78条	租税特別措置法第70条
	個人 (地方税)	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9並びに平成2年自治省告示第66号		

(2) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

(昭和 40 年 4 月 30 日大蔵省告示第 154 号)

改正 昭和 45 年 4 月 30 日大蔵省告示第 57 号

昭和 50 年 4 月 1 日大蔵省告示第 35 号

昭和 58 年 3 月 31 日大蔵省告示第 41 号

昭和 61 年 3 月 31 日大蔵省告示第 59 号

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 91 条（現行 =78 条）第 2 項第 2 号及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 37 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、昭和 40 年 4 月 1 日以後に支出された寄附金から適用する。なお、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金を指定する告示（昭和 25 年 7 月大蔵省告示第 510 号。以下「旧告示」という。）及び寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金を指定する告示（昭和 39 年 3 月大蔵省告示第 84 号）は、廃止する。ただし、旧告示第 3 号又は第 4 号の規定により承認を受けた寄附金で当該寄附金につき大蔵大臣の定めた期間が昭和 40 年 4 月 1 日以後に終了するものについては、当該期間をこの告示第 2 号又は第 3 号の規定により大蔵大臣の定める期間としてこれらの規定により承認を受けた寄附金とみなす。

昭和 40 年 4 月 30 日

大蔵大臣 田 中 角 栄

(1.2.3. =省略)

4. 各都道府県共同募金会に対して社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 110 条の規定により厚生大臣が定める期間内に支出された寄附金で、当該各都道府県共同募金会が当該寄附金の募集につき大蔵大臣の承認を受けたものの全額

4. の 2 社会福祉事業又は更生保護事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用、これらの事業に係る経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てるために中央共同募金会又は各都道府県共同募金会に対して支出された寄附金（前号に該当するものを除く。）の全額

(3) 共同募金以外の特定、指定寄附金の取扱について(大蔵省告示第 154 号 4 の 2 の説明)

年間を通じて、県共同募金会になされた寄附金は、昭和 61 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 59 号による改正にもとづき、次の条件をそなえ、かつ次の取扱いをすることにより、共同募金寄附金と同様、法人税法並びに所得税法にもとづく、税の優遇措置がとれます。

1. 寄附者と受配者が特別の関係にないこと。
2. 寄附金の使途は、社会福祉事業または更生保護事業施設の土地、建物及び機械その他の設備の取得、若しくは改良の費用、これらの事業に係わる経常的経費又は社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金に充てなければならない。
3. 寄附金を受入れるにあたり、この寄附金並びに使途についての審査機関を中央共同募金会並びに各都道府県共同募金会に設置し、これらの審査を経なければならない。
4. 配分する施設 1 件当たり 100 万円以上については、中央共同募金会の審査を経なければならない。
5. 寄附金の領収書は、大蔵省が定めた様式によるものとし、県共同募金会が発行するものとする。
6. これら寄附金の取扱にかかる経費は、この寄附金のうちから支弁するものとする。

(注)「特別の関係」について

- ① 寄附者と受配者との間に次に掲げる関係をいう。
 - ア 寄附者又はその親族が受配者の役員又は職員であるという関係
(注) 給与の受給状況は問わない。
 - イ 寄附者が受配者との間において、建設請負、物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係
- ② また、上記の関係にある者からの寄附金については、従来審査していた事項に加え寄附者と受配者との間に上記①のイに該当する「特別の関係」がある場合に、共同募金会が次に掲げる要件を充たしていると認めたものを特定寄附金・指定寄附金等として受け入れるものとした。
 - ア 寄附者と受配者との間に建設請負に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行われており、かつ、一括下請負が行われていないこと。
 - イ 寄附者と受配者との間に物品納入、物品貸付又は業務委託に係る契約を締結している関係がある場合は、その契約手続について、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていること。
 - ウ 寄附者が受配者たる法人の理事又は評議員である場合は、寄附者が当該建設請負等に係る契約の入札価格の決定や業者選定等に係る理事会又は評議員会の議事の議決に加わっていないこと。

(4) 税の優遇措置

1. 寄附者が法人（会社等）の場合

共同募金会に対する寄附金は、寄附者の規模や所得に関係なく、寄附した全額が損金として算入できます。

[例]

資本金 3,000 万円、法人所得 2,000 万円の企業が寄附を行う場合、一般寄附金としての損金算入限度額は 28 万 7 千 5 百円、特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額はその倍で 57 万 5 千円になります。

共同募金会に寄附する場合は、これらの限度額とは関係なく、寄附金の全額損金算入が認められていますので、法人にとっては寄附しやすい環境となっています。

[手続き]

法人は、決算期の終了後、税務署に申告することになりますが、共同募金会発行の専用の領収書を添付することが必要になります。

2. 寄附者が個人の場合（所得税）

所得税の寄附金控除額の算出方法

[ア] 特定寄附金の額
[イ] 総所得金額
退職所得金額 } の合計額の 40%
山林所得金額 }
[ア] と [イ] のいずれか少ない方の金額 - 5 千円 = 控除額

[例]

年収 500 万円の給与所得者が共同募金会に 30 万円の寄附をした場合、次の金額が控除額になります。（寄附金額は、その年分（1 月～12 月）の合計額とします。）

なお、総所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。

ア. 300,000 円

イ. 1,384,000 円（総所得金額 3,460,000 × 40%）

アとイを比較すると、アが少ない金額なので、アから 5 千円を引いた 29 万円 5 千円が控除額になります。

3. 寄附金が個人の場合（住民税）

個人住民税の寄附金税額控除額の算出方法

[ア] 特定寄附金の額
[イ] 総所得金額
退職所得金額 } の合計額の 30%
山林所得金額 }
（[ア] と [イ] のいずれか少ない方の金額 - 5 千円） × 10/100 = 税額控除額

[例]

年収 500 万円の給与所得者が共同募金会に 30 万円の寄附をした場合、次の金額が控除額になります。（寄附金額は、その年分の合計額とします。）

なお、総所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。

ア. 300,000 円

イ. 1,038,000 円（総所得金額 3,460,000 × 30%）

アとイを比較すると、アが少ない金額なので、アから 5 千円を引いた 29 万 5 千円の 10%である 2 万 9 千 500 円が個人住民税の寄附金税額控除額となります、納付すべき住民税の額から控除されます。

(5) 平成 20 年度税制改正による個人住民税における寄附金税制
(都道府県・市区町村以外) の改正イメージ

	改正前	改正後
【対象寄附金】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・ 住所地の日本赤十字支部に対する寄附金 	<p><u>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加</u></p> <p>〔 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定 〕</p>
【控除方式】	所得控除方式	<u>税額控除</u> 方式
【控除率】	〔 適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果 〕	都道府県指定寄附金は <u>道府県民税から 4%税額控除</u> 市区町村指定寄附金は <u>市町村民税から 6%税額控除</u>
【控除対象限度額】	総所得金額等の 25%	総所得金額等の <u>30%</u>
【適用下限額】	10 万円	<u>5 千円</u>

